

令和6年陸別町議会第3回臨時会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年5月9日 午前10時00分			議長	久保広幸
	閉会	令和6年5月9日 午前10時33分			議長	久保広幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	濱田正志	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
	凡例	3	渡辺三義	○		
	○ 出席を示す	4	工藤哲男	○		
	▲ 欠席を示す	5	中村佳代子	○		
	× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○		
	▲㊦ 公務欠席を示す	8	久保広幸	○		
	会議録署名議員	中村佳代子		谷 郁 司		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	本田 学				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広		総務課長	丹崎秀幸	
	町民課長	遠藤克博		総務課主幹	清水 遊	
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第40号	工事請負契約の締結について
4	議案第41号	町税条例の一部を改正する条例
5	議案第42号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
6	議案第43号	固定資産税の課税免除の特例に関する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会第3回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。
本田町長。
○町長（本田 学君）〔登壇〕 4月19日、第2回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。
お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。後ほど御覧いただければと思います。
以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会第3回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に、町長から提出のありました議案は、工事請負契約の締結、1件、条例の一部改正、2件、条例の制定、1件、計4件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上、協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定いたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第40号工事請負契約の締結について

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第40号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第40号工事請負契約の締結についてですが、令和6年4月24日執行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第40号工事請負契約の締結について説明いたします。

議案第40号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的、銀河の森天文台外壁・屋上防水改修工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、1億1,880万円。こちらは税込みとなります。税抜額ですと1億800万円。

契約の相手方、帯広市西13条南14丁目1番地2、宮坂・南・佐藤、経常建設共同企業体。代表、宮坂建設工業株式会社、代表取締役、宮坂寿文であります。

4者を指名しまして、入札を執行しております。

予定価格につきましては、税抜き1億1,021万円。税込みですと1億2,123万1,000円。

落札率につきましては98.0%でございます。

工期につきましては、本日議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令和6年10月31日まででございます。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問よりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第41号町税条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第41号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第41号町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 議案第41号について説明いたします。

町税条例の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー1-1をお開きください。

改正の概要です。改正が多岐にわたっておりますので、要点のみ説明させていただきます。

また、法律の改正による条項のずれ等については、説明を省略させていただきます。

1の個人町民税関係について2点ございます。

1点目は、定額減税に係る規定の整備です。

令和6年度分の個人町民税について、前年の合計所得金額1,805万円以下の個人の住民税所得割の納税義務者に対し、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を所得割額から控除します。所得金額1,805万円というのは、収入額でいうと2,000万円以下になります。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円を控除します。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の方を指します。

詳細については、別紙、個人住民税の定額減税について参照とありますけれども、資料ナンバー1-5をお開きください。

対象となる方及び減税額は資料ナンバー1-1と重複するので割愛いたします。

徴収方法についてですけれども、まず、①として、給与所得に係る特別徴収についてです。給与から天引きされている方になります。この場合、右側の表にもありますけれども、初回の6月分は徴収せずに、7月分から翌年5月分までの11か月分で均等にならして徴収するという方法になります。

②普通徴収。これは、役場から届く納付書により、口座振替や窓口払いをされる方になります。この方々は、1期目となる6月分から控除して、1期目で控除し切れない場合は2期目。1期目というのは、表でいうと6月です。引き切れない場合、2期目、8月分から順次控除するという形になります。

③公的年金等に係る所得に係る特別徴収。これは、年金から天引きされている方になります。10月分の年金から控除となりまして、10月分の年金で控除し切れない場合、次回の12月分から順次控除となります。

資料ナンバー1-1にお戻りください。

関連する条例は、附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8、第8条、第16条の3、第16条の4、第17条、第18条、第19条、第20条、第20条の2、第20条の3で、令和6年4月1日施行です。

2点目は、職権による減免を可能とする規定の追加です。

(2)になります。個人町民税の減税を受けようとする場合、これまでは、証明する書類を添えて申請書を提出しなければなりませんでしたが、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合には、職権により減免が可能とする旨の規定になります。

関連する条例は、第41条で、令和6年4月1日施行です。

2の固定資産税関係について、3点ございます。

1点目は、職権による減免を可能とする規定の追加です。先ほど個人町民税関係の2点目として説明いたしました職権による減免を可能とする規定の追加を、固定資産税、特別土地保有税においても同様に規定するものです。

関連する条例は、第60条、第114条の3で、令和6年4月1日施行です。

2点目は、新築、認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しです。

新築、認定長期優良住宅特例(区分所有)に係るもの——区分所有というのは、いわゆるマンションのような一つの建物に幾つも世帯が入るようなことを指します——について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定になります。

関連する条例は、附則第10条の3で、令和6年4月1日施行です。

資料ナンバー1-2をお開きください。

3点目は、固定資産税に係る負担調整措置等の延長です。

令和3年度から令和5年度までとされていた宅地等、農地等の各年度分の固定資産税の特例について、令和6年度から令和8年度まで延長されたことによる改正です。

関連する条例は、附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条で、令和6年4月1日施行です。

資料ナンバー1-3をお開きください。こちらも固定資産税関係になります。

我が町特例に係る新旧対照一覧となります。表の左側、7に記載の施設が新設となり、資料ナンバー1-4、左側、14に記載の施設が削除となります。資料ナンバー2-1から2-20は新旧対照表となります。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書2ページに戻ります。

本文及び附則については、資料で説明したとおりであります。

議案書10ページをお開きください。

下段の施行期日についてですけれども、基本的には令和6年4月1日ですが、第45条の改正規定は、令和7年4月1日。議案書11ページの上段、第23条第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律の

施行の日の属する年の翌年の1月1日となります。

以上で、議案第41号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 定額減税の事務に関し、会社、個人、また、源泉徴収義務者への対応について伺いたいと思います。

給与支払者の住民税の定額減税額の計算に関しましては、7月から来年の5月まで、11か月で分割することになっております。国税の所得税につきましては、6月分の所得税徴収分で調整し、調整し切れない分については7月で調整するということになっておりますけれども、昨日も事業所に行きまして聞いたところ、非常に面倒な事務処理になるということをおっしゃっております。

そこで、各会社、源泉徴収業務者に対しまして、事務処理の周知、それから指導体制についての対応が必要となると思いますけれども、どのような形で行うのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） ただいまの御質問は、給与特別徴収に関する部分かと思っておりますけれども、例年ですと5月の3週目ぐらいに事業所に対して、給与特別徴収を行っていただく旨の関係書類を送付しております。個人ごとに、何月分として幾ら引いていただくのか、それをいつまでに納めていただくのかという書類を送付いたしますけれども、今回、定額の減税があるということで、先ほど説明しました初回となる6月分が徴収しないという、やり方的には、6月分を徴収せずに、残りというか、7月以降11回分、今まで12回で徴収させていただきましたけれども、初回はしないので、11回分としてならして計算した納付書を送ると。そのときに、制度改革があったということと、このような形で7月から記載された金額を徴収していただくというようなことで送付を考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 事業者、会社につきまして、住民税だけでなく、所得税と住民税、二つということになっておりますので、かなり複雑になってきていると思いますので、指導の方をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、資料1-5、扶養の関係について質問したいと思います。

扶養親族の所得税減税に関しましては、控除される減税額は、年の途中で定額減税額の計算の基となった扶養親族の数に移動が生じても金額は変わらないと認識しております。

そこで、住民税の減額についても、昨年12月31日の扶養親族が基となり、令和6年に扶養者が移動しても金額は変わらないというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） まず、所得税と住民税の違いといいますか、所得税は、例えば今、令和6年ですけれども、給与から天引きするというのは、いわゆる先払いで徴収して、最後で年末調整という形で、12月で調整するというやり方でして、町民税は、そうではなくて前年の所得ですとか、控除、税額に対して、それを12回、11回で分割して徴収するということが大きく違う部分になります。町民税に関していえば、確定した金額を今回11回に分けて納めるということなので、そこは所得税とは大きく違うので、扶養が動いたというのは関係ないといいますか、確定した金額からの徴収となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 定額減税額の趣旨については、令和6年度においては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するために一時的な措置として、所得税、住民税の定額減税を行おうとする、生活が苦しい世帯が増加しているための措置であると認識しております。

そこで、この減税に対しましては、国の政策であります。陸別町において、2023年の給与収入が93万円の場合は住民税は非課税、それから、所得税非課税世帯は年間収入が103万円であると思っておりますが、実際に住民税、所得税の非課税世帯は何件あるのか、聞ける範囲で伺いたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 令和6年度において、まず、町民税が非課税の世帯というのが、見込みですけれども486世帯。所得税については、控除の額が、計算方法が異なるので、試算しましたら546世帯になる見込みであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第42号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(久保広幸君) 日程第5 議案第42号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第42号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 遠藤町民課長。

○町民課長(遠藤克博君) 議案説明書、資料ナンバー3をお開きください。

改正の概要になります。

税率について、昨年同様、今年度も改正は行わず、限度額のみ改正となります。

資料ナンバー3の上のほうに②とありますけれども、②支援金分(後期高齢者支援金課税額)と、この限度額を現行の22万円から2万円増の24万円とし、①医療分、③介護分の限度額は変更ありません。限度額の合計は、現行の104万円から106万円となります。

令和6年3月末現在で、国民健康保険の加入状況ですけれども、333世帯、被保険者は511人、このうち限度額に達するのは7世帯程度の見込みとなっています。資料の中段に、過去10年間の限度額の推移を載せています。

次に、資料の下段、基準額ですけれども、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額について、5割軽減判定の計算式のうち、29万円とあるところを29万5,000円に、2割軽減判定の計算式のうち、53万5,000円とあるところを54万5,000円に、それぞれ引き上げます。

また、資料ナンバー4-1から4-2は新旧対象表となります。

なお、改正案につきましては、陸別町国民健康保険運営協議会に諮問し、異議なしとの回答を受けております。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書12ページに戻ります。

改正内容は説明のとおりでありますので、附則を読み上げます。

附則。

施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

適用区分、この条例による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第42号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第42号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号固定資産税の課税免除の特例に関する条例

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第43号固定資産税の課税免除の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第43号固定資産税の課税免除の特例に関する条例についてですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 議案説明書、資料ナンバー 5-1 をお開きください。

新旧対照表です。

旧条例は、令和 3 年 4 月 1 日から適用され、令和 6 年 3 月 31 日限りで効力を失っておりますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法第 38 条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、旧条例を継承する趣旨で所要の制定を行おうとするものであります。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書 13 ページに戻ります。

制定内容は説明のとおりでありますので、附則を読み上げます。

14 ページになります。

附則。

施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

経過措置、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得等をした適用設備について適用し、同日前に新設され、または増設される設備を製造の事業、旅館業及び情報通信技術利用事業の用に供する場合については、施行前の固定資産税の課税免除の特例に関する条例による。

以上で、議案第 43 号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 43 号固定資産税の課税免除の特例に関する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年陸別町議会第3回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時33分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員